

朝鮮民主主義人民共和国における 経済開発区設立に関する一考察

延辺大学経済管理学院・延辺大学朝鮮半島研究共同創設新センター副教授

ERINA 共同研究員 李聖華

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、1980年代を始め、海外直接投資を誘致するための法的基盤の整備を進め、経済特区と経済開発区を設立した。経済特区と経済開発区の設立は、北朝鮮における経済改革政策の大きな特徴である。国内、国際政治経済環境が一層厳しさを増している中、北朝鮮の経済改革は試行錯誤の連続である。一方、封鎖的経済運営から開放的な経済制度を実現させるためには、経済改革が急務である。そして、北朝鮮の経済に関する研究においても、経済改革が重要な研究テーマとなっている。他方、外資誘致と経済特区と開発区の設立は対外開放政策の一環である。また、経済特区と開発区設立の経緯に関する分析は、外資の導入先、類型、および経済特区の開発方針などに対してさらに明晰な視点を与えてくれる。

以上のような問題意識を踏まえ、本稿では北朝鮮における外資導入政策の変遷を概観するとともに、経済開発区の現況などについて検討することとする。

1 北朝鮮における外資導入政策の変遷

1.1 建国～1970年代の外資導入政策

建国以来1970年代まで、北朝鮮における外資誘致は、社会主義諸国の援助と西側諸国からの借款導入であった。

(1) 社会主義諸国の援助

北朝鮮は、朝鮮戦争(1950～1953)からの経済復興政策として外資誘致に大きく依存した。社会主義諸国は主な援助国であって、その中でもソ連と中国がもっとも重要な支援国であった。ソ連はこの期間、15.22億ドルを無償で援助して最大の支援国となり、その次に中国が有償・無償あわせて援助として9.25億ドルを供給し、ソ連に続く第2の支援国になった。1950年代には北朝鮮への援助がピークを迎えた。援助の内訳を見ると約70%が発電所、製鉄、セメント、機械などの重工業分野に傾いており、その援助額は北朝鮮の予算歳入額の約30%を占めていた。このような社会主義諸国からの援助により、北朝鮮における重工業を優先

とする経済発展は多くの成果がみられ、軽工業と農業も徐々に回復するようになった。

上述のように、社会主義諸国からの援助は北朝鮮の経済復旧に決定的な役割を演じたことは間違いない。ただし、ソ連と中国への依存を軽減させるために、1956年には「自立的民族経済建設路線」を、1957年には、「千里馬運動」¹を推進することを発表した。しかし、1960年代からは、「国防・経済並進」路線を施行し、資金の多くは軍需を中心とする重工業部門に投下された。その後、北朝鮮は外資誘致に依存する計画経済の体制から自立的経済の基礎を確立するための「自立更生政策」²を推進した。しかし、1960年代以降の原資材の供給不足によって「自立的民族経済建設路線」も行き詰まりをみせた。

(2) 西側諸国からの借款

1970年代に入り国際情勢は大きく変わった。中・米および中・日が関係改善に乗り出して東西デタントの時代を迎えた。1975年までに北朝鮮は21カ国の西側諸国と外交関係を樹立した。特に、1972年には韓国と「南北共同声明」を発表し、日本とは「貿易促進に関する合意書」に調印するなど、外交関係の改善に向けて大きな一歩を踏み出した。そして、1960年代以降の北朝鮮における社会主義諸国からの援助が激減するなど戦後の高度成長から経済の低迷を続ける中、北朝鮮は対外経済発展の新しい手がかりを求め、西欧の12カ国から約13億ドルの借款を導入して、借りた資金の多くは設備の購入に使われた。

しかし、1973年の第一次オイルショックの影響で、輸入原資材価格の高騰および世界経済の同時不況となり、北朝鮮の主な輸出商品である非鉄金属の輸出価格が急落したため、北朝鮮は債務の償還ができなくなり、欧米からデフォルト宣言を受けた。

このように、1970年代までの北朝鮮の外資導入政策の変遷を概観して見ると、北朝鮮の対外経済関係は旧社会主義

¹ 1956年、ソ連が「重工業と軽工業の均衡発展政策」と資本主義圏との平和共存政策を採り、北朝鮮に大きな影響を与えた。「千里馬運動」は、重工業の発展を優先とする北朝鮮独自の外交政策、および経済発展戦略である。

² 国防建設を優先とした政策が、北朝鮮の経済成長を悪化させた最大の要因である。

諸国による援助と西側諸国による借款に限られている。また、経済協力のパートナーも限られていて、その投資規模も小さく、北朝鮮の長期的な経済成長に大きな役割を果たせなかった。その後、国際的・国内的投資環境の悪化による外資誘致の低迷が続いた。

1.2 1980年代以降の外資導入政策

(1) 1980年代の外資導入政策

1980年代に入り、北朝鮮における海外直接投資への認識が大きく変化した。社会主義諸国による援助と西側諸国による借款導入の失敗、および中国の改革開放政策の影響を受け、1980年10月、朝鮮労働党第6回大会では対外開放の拡大に向けて西側諸国から資本と技術を導入する方針を明らかにした。1983年には北朝鮮の経済代表団が中国の深圳経済特区を視察し、1984年には北朝鮮の政務院総理が引率する団体が上海を視察した。そして、1984年9月北朝鮮は外資導入のための最初の法制度である「合弁法」を制定し、外資誘致に努め始めた³。1985年からは合弁企業の運営が開始され、1991年までの合弁、合作企業は123社(うち、日系企業が85社)に達したが、実際開業したのは58社しかなかった。この時期の外資導入政策の大きな特徴は、西側諸国からの投資が少なく、投資の多くは日本総連系企業であって、結果的には「合弁法」も日本総連系商工人が対北朝鮮投資を行うための法制度として機能したとも言える。しかし、北朝鮮が独占経営権を行使したため合弁企業の利益は投資国への還元ができなくなり、1990年代以降合弁企業のほとんどは停産状態に陥った。このように、1980年代の北朝鮮における外資導入政策は、法制度が整備されていない状態で試行錯誤を繰り返し、失敗に終わった。

(2) 1990年代の外資導入政策

ソ連の崩壊およびUNDP(国連開発計画)が推進した「図們江地域開発計画」は、1990年代以降の北朝鮮における外資導入政策に大きな影響を与えた。1991年12月において「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」が創設され、北朝鮮としては本格的な外資導入政策が初めて導入されることとなった。このように1990年代以降は外資導入のための関連法案の制定など投資環境の改善に向けた様々な施策が行われた。たとえば、1991年12月には「羅津・先鋒自由経済貿易

地帯法」制定、1992年には憲法の改正、「外国人投資法」、「合作法」、「外国人企業法」の制定など、合計57事項の外資誘致のための関連法案が制定・改定された。1999年までに対北朝鮮の直接投資の実行額は1.4億ドルに達し、投資先の多くは中国、韓国、および香港などのアジアの国々と地域であった⁴。

1990年代以降の外資導入政策は一定の効果はみられたものの、国際的・国内的情勢の変化により当初期待された成果は得られなかった。国内情勢から見ると、1990年代北朝鮮は年々自然災害への被害を受けて経済はほぼ崩壊状態に直面して、「苦難の行軍」という過酷な試練期間であった。そして、北朝鮮は軍事優先政策の継承を表明すると同時に、外資に対する警戒心を募らせ、1998年以降は対外経済開放を制限する方向に転じた。さらに、投資先を羅津・先鋒特区という狭い範囲に制限したうえで、インフラ整備は改善されておらず、逆に外資系企業の運営に対する北朝鮮政府の指導管理を強化するなど、外資誘致に向けた投資環境は整備されていなかった。他方、国際的な情勢から見ると、冷戦は終結したものの、戦後の北東アジア地域の国際的情勢は依然として混沌としたものであって、韓国と日本との国交正常化も当初期待されたような成果はなかった。このように、北朝鮮における外資を誘致するための国際政治環境も整備されていなかった⁵。さらに、1990年代末に発生したアジア金融危機の影響により、北朝鮮における外資導入政策は再び失敗に終わった。

(3) 2000年代以降の外資導入政策

2000年代以降、北朝鮮における外資導入の最大な特徴は、経済特区と開発区(開発区は2010年以降)の設立である。2002年北朝鮮は「7・1措置」(经济管理改善措置)を推進し、大胆な外資導入政策の取り組みを行った。2002年には新義州経済特区、開城工業地区、金剛山観光地区を、2011年には黄金坪・威化島経済地区および金剛山国際観光特区を、2015年には茂峰国際観光特区を設立するなど、2013年には13カ所、2014年には6カ所、2015年には1カ所に経済開発区を設立した⁶。その結果、2000年代に入ってから北朝鮮の経済は緩やかに回復した。そして、韓国と日本との首脳会談を開催し、さらには2013年までに15項目の法制度を改正・制定するなど、外資誘致に向けて積極的に取り組みを

³ 北朝鮮は中国式の改革開放政策を導入しておらず、「合弁法」だけでは法制度など外資誘致のための法的基盤整備の改善に繋がらない。北朝鮮は、「北朝鮮の実情」に適する改革が必要であり、中国式の経済特区の開発による外資誘致に否定的な態度を示した。

⁴ 韓国からの投資は、南浦など西海岸地区である。

⁵ 1991年に経済特区の設立を発表したが、北朝鮮の核ミサイルの開発によりアメリカと北朝鮮の関係が悪化し、1995年から外資誘致を始めることとなった。

⁶ 2007年7月北朝鮮の兵士が韓国観光客を銃殺してから、金剛山観光地区は封鎖され、2011年4月に金剛山国際観光特区を設立した。

見せた。しかし、北朝鮮の核実験による国際社会の制裁、韓国の李明博政権の対北強硬政策、2009年の貨幣改革制度の失敗は、北朝鮮の外資導入に大きな打撃を与えた。

2010年から北朝鮮は「大豊グループ」、「合営投資委員会」、「国家開発総局」(2013年には国家経済開発委員会に昇格)など組織的仕組みを作るなど、外資誘致に本腰を入れた。そして、2013年には「経済開発法」を制定し、地域の実情に合う経済開発区の設立を目指すなど、外資に積極的な姿勢を見せた。

2 北朝鮮における経済開発区建設の現状

北朝鮮は、1991年の羅津・先峰自由経済貿易地帯の設立をはじめ、2015年までに合計6カ所に経済特区、21カ所に経済開発区を設立した。そして、経済特区と開発区は関連法制度に基づいて設立された。このように、北朝鮮における外

資誘致を含む対外経済関係の基本を規定する法律は基本的に整備されたといえる。また、外資導入国の多様化および経済開発区設立のターゲットの明確化などの特徴がある。

2.1 経済特区の設立

北朝鮮は、1980年代の外資導入政策の失敗を受け、1990年代からは新たに経済特区の設立に取り組んだ。経済特区の設立の背景とその目標から見ると、経済協力の対象と経済特区・開発区の設立には具体的なターゲットがあると考えられる。

(1) 中・朝共同開発の経済特区

羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済特区は、中・朝両国が共同で開発した経済特区である。羅津・先峰自由経済貿易地帯は1991年に設立した以降、北朝鮮政府により96

表1 北朝鮮における経済特区と経済開発区の発展現状

	項目	地区	設立年度	開発内容	関連法案
経済特区	羅津・先峰経済貿易地帯	羅先特別市(咸鏡北道)	1991	輸出加工、貨物中継、観光、金融、製造業、サービス業	羅先経済貿易地帯法
	新義州国際経済地帯(新義州特別行政区)	平安北道	2014(2002)	金融、貿易、工業、先端科学、娯楽および観光	経済開発区法(新義州特別行政区基本法)
	開城工業地区	黄海南道	2002	工業、金融、商業、観光、サービス業	開城工業地区法
	金剛山国際観光特別区	江原道	2011	観光サービス業、他のインフラ整備	金剛山国際観光特別区法
	黄金坪・威化島経済地帯	咸鏡北道	2011	ハイテク産業、軽工業、農業、商業、観光業	黄金坪・威化島経済地区法
	茂峰観光特区	両江道	2015	辺境貿易、観光、物流、加工業	経済開発区法
経済開発区	清津経済開発区	咸鏡北道	2013	輸出加工、金属加工、機械製造、軽工業、建材、電子、物流	経済開発区法
	漁郎農業開発区	咸鏡北道	2013	農畜牧業基地、農業科学研究団地	経済開発区法
	穩城島観光開発区	咸鏡北道	2013	ゴルフ、水泳、競馬、民族飲食業	経済開発区法
	北青農業開発区	咸鏡南道	2013	果樹栽培加工、山菜加工、牧畜業、薬材加工	経済開発区法
	興南工業開発区	咸鏡南道	2013	化学、製薬、建材、機械工業、中継貿易	経済開発区法
	恵山経済開発区	両江道	2013	木材加工、現代農業、観光レジャー	経済開発区法
	満浦経済開発区	慈江道	2013	貿易、有機農業、観光	経済開発区法
	渭原工業開発区	慈江道	2013	鉱産物、木材加工、機械設備、農産品	経済開発区法
	鴨緑江経済開発区	平安北道	2013	農業、観光レジャー、貿易	経済開発区法
	峴洞工業開発区	江原道	2013	ハイテク産業、軽工業、観光サービス業	経済開発区法
	臥牛島輸出加工区	南浦市	2013	輸出加工、金属、観光、不動産、食品加工	経済開発区法
	松林輸出加工区	黄海南道	2013	倉庫保管、貨物輸送	経済開発区法
	新坪観光開発区	黄海南道	2014	観光レジャー、スポーツ、娯楽	経済開発区法
	開城古都科学技術開発区	黄海南道	2013	先端科学技術	経済開発区法
	恩情先端技術開発区	平壤市	2014	輸出加工、情報技術、ナノテクノロジー技術、先端工業設備政策、生命科学技術	経済開発区法
康翎国際緑色モデル区	黄海南道	2014	農業、水産、畜産業、有機食品加工、エネルギー、海水浴場、ゴルフ、サービス業	経済開発区法	
珍島輸出加工区	南浦市	2014	岸壁、発電所、鉄鋼、セメント等の重工業	経済開発区法	
青南工業開発区	平安南道	2014	石炭、化学製造	経済開発区法	
肅川農業開発区	平安南道	2014	米、農産品	経済開発区法	
清水観光開発区	平安北道	2014	民族村、文化娯楽、キムチ加工、ミネラル、果樹園	経済開発区法	
慶源経済開発区	咸鏡北道	2015	—	経済開発区法	

出所：関連資料に基づき著者作成

注：北朝鮮は2013年～2015年まで、20カ所に地方レベルの経済開発区を設立した。表1に追加している開城古都科学技術開発区は、北朝鮮と中国、シンガポール、中東諸国の外資系企業が共同で設立した、科学技術を中心とする経済開発区であり、事実上経済開発区法に基づいて設立した地方レベルの開発区ではない。

年に直轄市に、2010年には特別市に昇格され、中央管轄の唯一の自由貿易地区である。羅津経済特区はハイテク産業、減資材工業、軽工業、現代農業を重点的に発展させ、将来的には北東アジアの物流および観光の中心にすることが目標である。

黄金坪・威化島経済地帯の重要な産業は情報産業、観光業、軽工業、農業などがあり、知識集積型の新型経済特区の設立を目指していた。このように、北朝鮮は黄金坪・威化島経済地区を韓国企業が入った開城工業地区、中国の工業団地と同様に、北朝鮮の典型的な経済特区に発展させるため様々な取り組みを行っていた。

2012年の8月には、中朝両国が羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済地帯に管理委員会を発足し、共同で開発、管理をすることを決めた。そして、北朝鮮側は主に土地と法制度を、中国側は資金と技術などを提供することに合意した。この2つの経済特区の成功は北朝鮮の対外開放政策に大きく貢献していると考えられる。

(2) 南北間共同開発の経済特区

開城工業地区設立の事業、金剛山観光事業、および南北間の鉄道と道路の連結事業は南北間の3大経済協力事業である。2002年に北朝鮮は金剛山観光地区の設立を発表した。金剛山観光地区は、北朝鮮国内で初めて韓国に開放した観光地であり、南北の民間交流および南北間関係の緊張緩和に寄与している。2008年の金剛山銃撃事故以降、北朝鮮は金剛山観光地区を封鎖したが、2011年には金剛山国際観光特別区の設立を発表し、外資導入先を世界各国に拡大させた。

開城工業地区も2002年に設立し、金剛山観光地区の設立と同様に太陽政策の重要な成果として評価された。開城工業地区は南北間が共同で開発・運営することに合意した。その目標は生産性を高めるとともに、金融・商業・観光・サービス業が一体となった総合的経済特区にすることである。一方で、北朝鮮の核実験、延坪島発砲事件、米韓合同軍事演習などの影響を受け、南北関係は緊張が高まり、開城工業地区は何度も操業中断するなど、南北間協力事業は大きな進展をみせなかった。

(3) 新義州国際経済地帯

新義州国際経済地帯は、2002年に設立した新義州特別行政地区の実質的な再開である。新義州特別行政地区は、北朝鮮が2002年に実施した「7.1措置」以降の外資導入政策の重要な対外経済発展事業であり、北朝鮮の香港をめざす試みは内外の強い関心を集めていた。一方、新義州国際経

済地帯行政長官の解任問題などにより、新義州行政特別区の開発は大きな進展が見られず、2004年に北朝鮮は特別行政区制度を新義州・大鵝島経済開発区に改称した。2013年には新義州の一部地域に特殊経済地区を建設し、2014年には「新義州国際経済地帯」に改称した。新義州国際経済地帯の開発は、当該地域の経済発展に大きく貢献すると期待されている。

北朝鮮は、新義州国際経済地帯を国際的金融、貿易、先端技術、観光などの複合型経済特区にする狙いがある。他の経済特区との違いは北朝鮮政府が新義州に独自の立法権、行政権、司法権を付与することである。

(4) 茂峰観光特区

2015年4月22日、北朝鮮の両江道三池淵郡に面積160平方キロメートルの国際観光特区を設立することが北朝鮮の最高人民会議常任委員会の政令により発表された。そして、中国吉林省和龍市崇善鎮古城里の税関を唯一の通路に指定した。茂峰観光特区は経済開発法と関連外資法に基づいて設立した元山・金剛山国際観光地区に続く2例目の観光特区であり、北朝鮮が当該地域で権力を行使している。中国の吉林省と延辺朝鮮族自治州は中朝辺境地域における辺境貿易、観光、物流などさまざまな分野において共同で開発することを提案した。

2.2 経済開発区の建設

2013年から2014年までの2年間で、北朝鮮は計19カ所に経済開発区(2015年にも1つの経済開発区が設立)を設立した。そして、資源開発に向けた外資導入政策を推進するなど対外開放政策に積極的な姿勢を見せた。19カ所に設置されている経済開発区は3つの中央級経済開発区と16個の地方レベル経済開発区に分けられ、地方経済開発区は、さらに12個の単独の経済開発区(4つの工業開発区、2つの輸出加工開発区、3つの農業開発区、3つの観光開発区)と4つの複合型経済開発区に分類された。

(1) 中央級経済開発区

恩情先端技術開発区、康翎国際緑色モデル区と珍島輸出加工区は3つの中央級経済開発区である。平壤の恩情先端技術開発区は管理サービス区、加工貿易区、情報技術区、ナノテクノロジー技術と新資材区、先端工業設備政策区、生命科学技術産業区などに分けられている。そして、中国、欧米、東南アジアと海外同胞による国際入札方式の投資導入政策を推進した。黄海南道に立地している康翎国際緑色モデル区の重点発展産業は、農業、水産業、牧畜、グリー

ン食品加工、エネルギー、ゴルフ、サービス業である。南浦市に立地している珍島輸出加工区では岸壁と発電所の建設を推進し、鉄鋼、セメントなど重工業を重点産業として発展させた。

(2) 地方級経済開発区

I. 工業開発区

慈江道に位置している渭原工業開発区、平安南道の青南工業開発区、江原道の峴同工業開発区、および咸鏡南道の興南工業開発区は、北朝鮮にある4つの単独工業開発区である。渭原工業開発区では、鉱産資源加工業、機械設備などの製造業開発に淡水魚養研究基地を結びつけた工業開発区にする計画である。峴同工業開発区は元山港に隣接し、情報産業、軽工業、観光サービス業に、元山・金剛山観光特区と協力して観光記念品産業を開発する計画である。興南工業開発区は化学、製薬、建材、機械興業、輸出加工業の開発に、青南工業開発区は石炭と化学製造業の開発にそれぞれ積極的な取り組みを行っている。

II. 農業開発区

平安南道の宿川、咸鏡北道の漁郎、および咸鏡南道の北青は3つの単独農業開発区である。北朝鮮政府は漁郎農業開発区を、農業に牧畜と養魚を結びつけた農・畜産複合基地に開発する計画である。他方、七宝山観光の開放にともなう農・畜・水産業産物の販売促進に期待している。北青農業開発区は、果樹栽培加工、山菜加工、牧畜業、薬材加工などの果樹業発展と有機農業製品の輸出を、肅川農業開発区は、農産品の輸出拡大を目指して、各自で様々な取り組みを行っている。

III. 観光開発区

咸鏡北道の穩城島、黄海北道の新坪と平安北道の清水は3つの単一型観光開発区である。穩城島観光開発区はゴルフ、水泳、競馬、民族飲食業などの観光レジャーなどの開発を目指している。必要な電力とガスなどのエネルギーは中国から供給されている。新坪観光開発区は、観光レジャー、娯楽を中心とする観光地であり、平壤に訪れる外国人観光客が金剛山に向かう途中に立ち寄って新坪観光を楽しむことができる。そして、清水観光開発区は、民俗村、文化娯楽、キムチ加工、ミネラルウォーター、果樹園に歴史遺跡などの教育を宣伝する観光地区である。

IV. 輸出加工地区

北朝鮮は、南浦市の臥牛島と黄海北道の松林は2つの単独の輸出加工区に、中央級の珍島輸出加工区の合計3つの輸出加工区を設けた。臥牛島輸出加工区は、委託加工、注文加工などを中心にしていて、将来的には南浦港を中心に

金融、観光、不動産、食品加工などの総合型開発区に建設する計画である。そして、松林輸出加工区は倉庫保管と貨物輸送を基本とする輸出加工区である。

V. 複合型経済開発区

北朝鮮には、平安北道の鴨緑江経済開発区、慈江道の満浦経済開発区、両江道の恵山経済開発区、および咸鏡北道の清津経済開発区など4つの複合型経済開発区がある。鴨緑江経済開発区は、現代農業、観光レジャー、および貿易を基本とする集約型経済開発区に発展させることを目指している。必要な電力とガスは中国から供給してもらうこととしている。満浦経済開発区は、中国の交通インフラ整備の優位を活かして観光、貿易、有機農業の発展に向けて様々な取り組みを進めている。また、恵山経済開発区は豊富な森林資源と温泉などの地元の資源を活かして観光資源の輸出加工、観光レジャーと現代農業の発展させる計画である。清津経済開発区の目標は、金属加工、機械の製造、建材、電子部品、軽工業、中継貿易を中心とする経済開発区に建設することによって、北東アジアにおける重要な対外経済交流の区域になることが期待されている。

以上、2013～2014年までに北朝鮮が発表した経済開発区の現況について分析をおこなった。2015年10月8日最高人民会議常任委員会では、咸鏡北道慶源郡柳多島里の一部地域に慶源経済開発区を設けることを決定する政令を発表した。慶源経済開発区は中国の図們江と吉林省延辺朝鮮族自治州の琿春市に隣接し、ロシアと距離的に近接している。そして、中国沙坨子の国境橋と繋がっていて、鉄道も開通している。慶源郡の地域経済は依然と農業に大きく依存している。慶源経済開発区の設立は、中口間の経済協力にも貢献できると考えられる(経済開発区の開発内容、方針などは発表されていないが、地方級経済開発区であると考えられる)。

3 北朝鮮における外資導入政策の特徴および課題

3.1 北朝鮮における外資導入政策の特徴

(1) 経済協力対象の明確化

1990年代以降北朝鮮は外資導入に向けた最大の成果は経済特区の設立であって、経済特区の経営は近隣国と共同で開発、管理することとしている。その事例として中朝両国が共同管理、共同開発した羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済特区が挙げられる。開城工業団地は南北経済協力事業の象徴であり、もっとも大きな特徴が南北政府間の協力である(うち、茂峰観光特区と穩城島経済開発区は中国の地方政府間の協力事業である)。2013年以降は、新たな外資導入政策として北朝鮮国内の各地域に経済開発区の設

置を拡大させた。21カ所に設立された経済開発区のうち、7つの経済開発区が中朝国境地域に立地している。そして、北朝鮮の咸鏡北道と平安南道に立地している11個の経済開発区は中国東北三省との経済協力の促進に貢献することができると考えられる。現在、北朝鮮のもっとも重要な投資国であり経済協力の対象国であるのは中国である。

(2) 外資誘致の拡大に向けた法的基盤の整備

外資誘致を促進するためには、法的基盤の整備など投資環境の改善が重要である。北朝鮮は、1984年に合弁法を、1990年代には「羅津・先峰自由貿易地帯法」、「外国投資法」、「合作法」、「外国人企業法」など、合計57項目の外資誘致関連法制度を制定するとともに、既存の憲法を改正した。2000年代に入ってから2013年までに15項目の外資誘致のための関連法案を制定・改正した。このような、外資誘致の拡大に向けた関連法案の制定により、外資誘致の法的基盤が整備され、投資家の地位と利益も徐々に改善されつつある。

(3) 北朝鮮国内における外資投資先の拡大

北朝鮮における外資導入政策は経済特区地域に限る地域に適応させたため、投資活動が大きく制限された。そして、羅先経済貿易地帯、新義州経済特区など経済特区建設が停滞している中、北朝鮮の外資誘致は試行錯誤を繰り返すこととなり、あまり進展が見られなかった。近年、北朝鮮の新政権の発足により国内各地域に開発区を設立して投資活動の範囲を拡大させるなど、外資誘致に積極的な姿勢を見せている。

3.2 北朝鮮における外資導入政策の課題

(1) 政府主導型の外資導入政策

現段階の北朝鮮が実施しているさまざまな経済改革は、基本的に現有体制の維持の下で推進されるものであり、現有の計画経済体制の下で政府主導の外資誘致である。そして、隣国との共同合作も政府間協力が中心であり、外資系企業の北朝鮮における経済協力のパートナーも北朝鮮政府に限られる。政府が推進している改革も自力更生の一環であり、外資の誘致は国内経済建設の一つの補助的措置に過ぎない。その結果、外資の経済成長への波及効果は限定的なものであり、北朝鮮政府が目指している内部資源の発掘による経済の近代化の実現も困難であると予測される。

北朝鮮は2015年11月18日に羅先経済貿易地帯の総合的開発計画を発表するとともに、外資誘致の事業、地域、投資額などについて具体的に発表し、外資誘致に積極的な姿勢

を見せた。このような北朝鮮における外資導入政策は、開城経済特区と羅先経済貿易地帯の活性化には一定の経済波及効果をもたらしたが、その他の多くの経済特区と開発区は実際に着工できていない状態である。したがって、北朝鮮政府主導の外資誘致政策への取り組み強化が不可欠である。

(2) 劣悪な国際政治経済環境

北朝鮮における劣悪な国際政治環境は外資誘致を阻害する重要な要因の一つとなっている。そして、アメリカによる国際金融機構への加盟拒否、さらに、冷戦終焉後の朝鮮半島をめぐる国際情勢は緊張が高まっている。たとえば、米韓合同軍事演習による南北間関係の悪化、北朝鮮の核問題による西側諸国からの経済制裁など、北朝鮮の外資誘致を取巻く不安定な国際政治経済環境は、北朝鮮の外資誘致を妨げている。そのうち、南北間の強い対敵観念は北朝鮮の外資誘致に大きな影響を与えている。そして、南北間協力の象徴的な事業である開城興業団地は国際的な場で駆け引きの材料となり、現段階においては韓国とさらなる経済協力事業を進展させることは、現実的に不可能である。

4 結論

以上、本稿では、北朝鮮における外資導入政策の変遷を概観するとともに、経済特区と開発区の形成過程と現況について分析をおこなった。近年の北朝鮮における外資導入政策のもっとも大きな変化として、国内各地域に経済特区と開発区を設置して、投資活動の適用範囲を拡大させた。そして、北朝鮮の対外経済関係法は、1990年代以降、数の上ではかなり整備されてきたが、今後、さらなる投資環境の改善が必要である。

そして、前章ですでに述べているように、現段階の北朝鮮が実施しているさまざまな経済改革は、基本的に現有体制の維持の下で推進されるものであり、現有の計画経済体制の下での政府主導の外資誘致である。北朝鮮政府が目指している内部資源の発掘による経済の近代化の実現と外資導入政策は、北朝鮮国内の資金不足を補う、いわゆる自力更生の一環である。

北朝鮮における計画経済体制の下で市場経済システムの導入は難しく、外資誘致による経済への波及効果は限られているから、北朝鮮政府が目指している内部資源の発掘による経済の近代化が実現することは困難であると考えられる。そして、安定した国際政治経済環境の形成やインフラ整備など投資環境の改善に向けてさらなる取り組みを推進していく必要がある。

最後に、これまでの分析に基づき、北朝鮮の経済特区と開発区のさらなる発展に関する3つの提案を行いたい。第1に、現段階において、全面的な市場化の実施は困難であるが、一部の先行地域において試験的に導入することは可能である。例えば、新義州特別行政区内において、国家が特別な立法と司法権を与え、特区内で市場化改革を先行させることを提案したい。それによって、今後の市場化をより多くの地域に普及させるための基盤を形成すると同時に、外資企業に自由な経済活動空間を与え、投資を活発にさせることができる。第2に、国際政治関係の改善、とりわけ隣国との関係改善が急務である。たとえアメリカをはじめとする西欧諸国との関係改善が短期間では困難であるにしても、朝鮮半島の統一、という大局観の下で、韓国との関係においては無駄なかけひきを減らし、融和を図ることが必要であろう。将来、北朝鮮が平和的な外交環境を構築した際には、韓国が北朝鮮にとって最大の投資国と援助国になる可能性は否定できない。第3に、開発区の建設においては、できるだけ重複投資を避け、誘致する外資の種類を明確にする必要がある。現段階における北朝鮮の労働力は豊富とは言えず、中国が改革開放の初期に採用したような労働集約型加工・組立産業の大々的な発展は、北朝鮮の現実に合わない。そのため、開発区の建設と実体経済の発展において、外資を選別することも1つの重要な課題であると言えよう。

[中国語原稿をERINAにて翻訳]

参考文献

日本語文献

東アジア貿易研究会；日本貿易振興機構(2014)「2013年度最近の北朝鮮経済に関する調査」 pp.17-30。

中国語文献

宮玉涛(2007)「朝鮮経済改革的促動因素：歴史与現実分析」『学术交流』 No.11、pp.118-121。

郭銳、蘇紅紅(2013)「『朝鮮式特区経済』与中朝边境经济区合作」『亚太经济』 No.2、pp.19-25。

林今淑(2005)「中国企业对朝鲜投资的探讨」『国际贸易』 No.10、pp.18-22。

林今淑、権哲男(2011)『現代朝鮮経済』延边大学出版社。

朴銀鉄、李聖華、顔銀根(2011)「朝鮮経済改革の有力推手：中韓経済合作」『経済問題探索』 No.12、pp.96-100。

孫永(2008)「朝鮮利用外資趨勢論析」『黒龍江社会科学』 No.2、pp.82-85。

張美華(2009)「朝鮮投資環境探析」『黒龍江对外经贸』No.6、pp.35-42。

周松蘭、柳棟(2004)「朝鮮改革開放経済発展戦略研究」『東北亜論壇』 No.3、pp.57-61。

韓国語文献

Andray Abrahamian(2015)「北朝鮮経済開発区のABC」『ABC北朝鮮経済レビュー』 No.2、pp.69-94。

パク・ヒョンジュン(2013)「北朝鮮における外国人投資関連法に関する研究」『北韓学研究』 No.9、pp.171-194。